

## 計算書類に関する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方針

該当資産なし

#### (2) 固定資産の減価償却方法

- ・建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する北海道民間社会福祉事業共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

#### (1) 民間退職共済制度

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

#### (2) 中小企業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構の実施する退職共済制度に加入している。

### 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）  
当法人の公益事業は拠点区分が単一であるため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点（社会福祉事業）

「法人本部」  
「総合福祉センター」  
「共同募金配分金」  
「訪問介護」  
「つみき園」

イ ふれあい拠点（社会福祉事業）

「高齢者福祉センター」

ウ 栗沢デイサービス拠点（社会福祉事業）

「通所介護」

エ 美流渡デイサービス拠点（社会福祉事業）

「通所介護」

オ 居宅支援拠点（公益事業）

「居宅介護支援」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	105,997,980			105,997,980
建物	52,593,652		7,071,253	45,522,399
定期預金	5,000,000			5,000,000
投資有価証券				0
合計	163,591,632	0	7,071,253	156,520,379

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

法人本部拠点において基本財産建物の減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金2,736,585円を取崩した。

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	105,997,980		105,997,980
建物（基本財産）	350,474,280	304,951,881	45,522,399
建物	9,056,170	6,666,447	2,389,723
構築物	7,625,625	6,586,438	1,039,187
車輛運搬具	23,973,582	23,327,147	646,435
器具及び備品	13,261,480	12,478,709	782,771
ソフトウェア	8,216,287	8,216,287	0
合計	518,605,404	362,226,909	156,378,495

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

徴収不能引当金は計上していない。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし